

2 受験資格

(1) 受験要件

石川県で受験する場合は、①および②の要件を、すべて満たす必要があります。

- ① 勤務地等が石川県内にあること
- ② 受験資格に関する業務で所定の実務経験を満たしていること

① 勤務地等が石川県内にあること

次のAまたはBのいずれかに該当していること

A 申込日現在、受験資格に関する業務※に従事している方で、勤務地が石川県の方。

B 申込日現在、受験資格に関する業務※に従事していない方で、住所地が石川県の方。

※「受験資格に関する業務」とは、次ページの「ア」～「オ」の業務を指します。

申込日現在の状況	勤務地	住所地	受験地
受験資格に関する業務に 従事している	石川県	石川県	石川県
		他都道府県	
	他都道府県	石川県	石川県では受験できません。 該当する都道府県で受験してください。
		他都道府県	
受験資格に関する業務に 従事していない	—	石川県	石川県
		他都道府県	

② 受験資格に関する業務で所定の実務経験を満たしていること

次ページの、受験資格に関する業務「ア」～「オ」での従事期間が、

通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上である方。

(次ページの「実務経験の算定に関する注意事項」、「業務従事見込として申込む場合」および10ページの「2(3)業務従事期間算定の具体例」を参照)

※ 注意事項

受験要件の見直しについて

受験要件については、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」(平成18年5月22日厚生労働省老健局長通知)の一部改正により、平成30年度から、国家資格等保有者(別表1)、および資格コード2001～2009の相談援助業務に従事する方(別表2)に限定されました。(別表1、2は8、9ページ参照)

受験資格に関する業務（「ア」～「オ」）

※ 別表1、2は8、9ページ参照

ア	国家資格等保有者	別表1 1001～ 1021	以下の国家資格等に基づき当該資格に係る業務に従事した期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、 理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、 義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、 はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、 精神保健福祉士
イ	生活相談員	別表2 2001～ 2004、 2006	生活相談員として、（地域密着型）特定施設入居者生活介護（介護予防を 含む）・（地域密着型）介護老人福祉施設において、相談援助業務に従事し た期間
ウ	支援相談員	別表2 2005	支援相談員として、介護老人保健施設において、相談援助業務に従事した 期間
エ	相談支援専門員	別表2 2007 2008	障害者総合支援法第5条第18項及び児童福祉法第6条の2の2第7項 に規定する計画相談支援、または、障害児相談支援業務に従事した期間
オ	主任相談支援員	別表2 2009	生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援 に従事した期間

実務経験の算定に関する注意事項

- ※ 実務経験に算定できる業務とは、要援護者に対する対人の直接的な援助が本来業務として明確に位置づけられているものに限り、ます。
- ※ 国家資格等に基づき受験する場合は、業務従事期間は資格取得（登録）日以降を算定できます。
- ※ 育児休業、病気休業、介護休業等の休職期間は、業務従事期間（従事年月）、業務に従事した日数ともに算定できません。
- ※ 休日、年次休暇（有給休暇）、産前産後休業は、業務従事期間（従事年月）には算定できますが、業務に従事した日数には算定できません。
- ※ 1日の勤務時間が短い場合であっても、1日勤務したものとみなします。
- ※ 同一期間内に複数の勤務先で従事している場合は、重複して算定できません。
- ※ 業務従事期間は、試験日前日（令和4年10月8日（土））まで算定できます。（次の「業務従事見込として申込む場合」を参照）

業務従事見込として申込む場合

実務経験証明書（兼 実務経験見込証明書）（以下、「証明書」という。）の証明日現在、受験資格に関する業務に従事しているが、受験要件となる期間および日数（受験資格に関する業務5年以上かつ900日以上）を通算して満たしていない場合でも、試験日前日（令和4年10月8日（土））までの期間を算定し、業務従事見込として、受験を申込むことができます。

この場合、現在従事している勤務先において証明書を作成する際は、「通算して期間・日数を満たしていない」に記入するよう依頼してください。

受験者は、期間および日数を満たした後、あらためて「通算して期間・日数を満たしている」に記入のある証明書の作成を勤務先に依頼し、所定の期日までに提出する必要があります。

試験当日、試験会場で提出するか、令和4年10月14日（金）までに、福祉総合研修センターへ提出（郵送の場合は、簡易書留を使用すること。提出締切日必着。）してください。期日までに提出がなかった場合は、受験資格を満たさなかったものとして、受験が無効となります。

別表 1 国家資格等に基づき当該資格に係る業務に従事する方

資格コード	職 種	資格コード	職 種	資格コード	職 種
1001	医師	1008	理学療法士	1015	言語聴覚士
1002	歯科医師	1009	作業療法士	1016	あん摩マッサージ指圧師
1003	薬剤師	1010	社会福祉士	1017	はり師
1004	保健師	1011	介護福祉士	1018	きゅう師
1005	助産師	1012	視能訓練士	1019	柔道整復師
1006	看護師	1013	義肢装具士	1020	栄養士（管理栄養士を含む）
1007	准看護師	1014	歯科衛生士	1021	精神保健福祉士

別表 2 相談援助業務に従事する方 施設等において必置とされている相談援助業務に従事する方

資格コード	施設・事業名	職種・業務名等	規 定
2001	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設（有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム）	生活相談員	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護にあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第175条第1項第1号に規定する生活相談員
2002	介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設	生活相談員	介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号に規定する生活相談員
2003	介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設	生活相談員	介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号に規定する生活相談員
2004	介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設	生活相談員	介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設にあつては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項第2号に規定する生活相談員
2005	介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設	支援相談員	介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設にあつては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第4号に規定する支援相談員
2006	介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設	生活相談員	介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護にあつては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号に規定する生活相談員

資格コード	施設・事業名	職種・業務名等	規 定
2007	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号) 第 5 条第 18 項に規定する計画相談支援を行う事業所	相談支援専門員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号) 第 5 条第 18 項に規定する計画相談支援にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 28 号) 第 3 条に規定する相談支援専門員
2008	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) 第 6 条の 2 の 2 第 7 項に規定する障害児相談支援を行う事業所	相談支援専門員	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) 第 6 条の 2 の 2 第 7 項に規定する障害児相談支援にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 29 号) 第 3 条に規定する相談支援専門員
2009	生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号) 第 2 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援を行う事業所	主任相談支援員	生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号) 第 2 条第 2 項に規定する生活困窮者自立支援事業にあつては、生活困窮者自立支援事業等の実施について(平成 27 年 7 月 27 日社援発 0727 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知)の別紙(別添 1) 自立相談支援事業実施要領 3 (2) アに規定する主任相談支援員

(2) 欠格事由

次のア～キのいずれかに該当する方は、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 69 条の 2 に定める登録を受けることができません。

- ア 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定める者(※)
※厚生労働省令で定める者とは
精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 登録の申請前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- オ 法第 69 条の 38 第 3 項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第 69 条の 6 第 1 項第 1 号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- カ 法第 69 条の 39 の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して 5 年を経過しない者
- キ 法第 69 条の 39 の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者(登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。)であつて、当該登録が消除された日から起算して 5 年を経過しない者

(3) 業務従事期間算定の具体例

※ 「5年」は「5年以上かつ900日以上」を意味する。

①		○ 受験資格あり
②		× 受験資格なし
③		○ 受験資格あり
④		× 受験資格なし
⑤		○ 受験資格あり
⑥		× 受験資格なし
⑦		× 受験資格なし
⑧		○ 受験資格あり
⑨		○ 受験資格あり
⑩		○ 受験資格あり
⑪		× 受験資格なし
⑫		× 受験資格なし
⑬		× 受験資格なし
⑭		× 受験資格なし